

# 福井市開発審査会附議基準等改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">取扱基準 2</p> <p style="text-align: center;">都市計画法第34条第2号の判断基準</p> <p>第1 鉱物資源等利用施設 都市計画法第34条第2号に規定する「鉱物資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物」は次の各項すべてに該当しなければならない。</p> <p>1 用途 予定建築物の用途は、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 鉱物の採掘選鉱、その他処理等のための建築物等</p> <p>(2) 地質調査、採鉱の作業のための建築物等</p> <p>(3) 当該市街化調整区域において産出する原料を使用するセメント製造業、生コン製造業、<u>粘土かわら製造業</u>、<u>砕石製造業</u>等</p> <p>(4) その他市長が適当と認めた用途で当該市街化調整区域において産出する原料を使用することが明らかなもの</p> <p>2 立地場所 申請地は、当該市街化調整区域において産出される鉱物資源等を有効に利用できると認められる合理的な位置であること。</p> <p>3 規模 開発区域の算定にあたっては、周辺の土地利用及び環境と調和のとれた適正な規模であること。</p> <p>4 その他 水又は鉱泉資源は、鉱物資源同様、当該市街化調整区域で取水する水等を当該地域で使用しなければならない等の特別の事情があるものに限る。</p> <p>第2 観光資源利用施設 都市計画法第34条第2号に規定する「観光資源」の「有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物」は次の各項すべてに該当しなければならない。</p> <p>1 用途 予定建築物の用途は、次の各号のいずれかに該当し、観光価値を損なうおそれのないものかつ他の目的を含むと認められるものであること。</p>	<p style="text-align: center;">取扱基準 2</p> <p style="text-align: center;">都市計画法第34条第2号の判断基準</p> <p>第1 鉱物資源等利用施設 都市計画法第34条第2号に規定する「鉱物資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物」は次の各項すべてに該当しなければならない。</p> <p>1 用途 予定建築物の用途は、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 鉱物の採掘選鉱、その他処理等のための建築物等</p> <p>(2) 地質調査、採鉱の作業のための建築物等</p> <p>(3) 当該市街化調整区域において産出する原料を使用するセメント製造業、生コン製造業、<u>粘土かわら</u>、<u>採石業</u>、<u>砕石製造業</u>等</p> <p>(4) その他市長が適当と認めた用途で当該市街化調整区域において産出する原料を使用することが明らかなもの</p> <p>2 立地場所 申請地は、当該市街化調整区域において産出される鉱物資源等を有効に利用できると認められる合理的な位置であること。</p> <p>3 規模 開発区域の算定にあたっては、周辺の土地利用及び環境と調和のとれた適正な規模であること。</p> <p>4 その他 水又は鉱泉資源は、鉱物資源同様、当該市街化調整区域で取水する水等を当該地域で使用しなければならない等の特別の事情があるものに限る。</p> <p>第2 観光資源利用施設 都市計画法第34条第2号に規定する「観光資源」の「有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物」は次の各項すべてに該当しなければならない。</p> <p>1 用途 予定建築物の用途は、次の各号のいずれかに該当し、観光価値を損なうおそれのないものかつ他の目的を含むと認められるものであること。</p>

<p>(1) 当該観光資源の観賞のための展望台、その他の利用上必要な施設</p> <p>(2) 維持管理施設、交通機関の停留場等の観光価値を維持するために必要な施設</p> <p>(3) 観光地付近の旅館、飲食店等の宿泊又は休憩施設</p> <p>(4) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年6月29日法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を行う施設（以下「農家民宿」という。）</p> <p>(5) その他市長が適当と認めたもの</p> <p>2 立地場所</p> <p>申請地は、当該市街化調整区域における史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源を有効に利用すると認められる合理的な位置であること。</p> <p>3 規模</p> <p>開発区域の算定にあたっては、周辺の土地利用及び環境と調和のとれた適正な規模であること。また、第1項第4号の農家民宿は既存の農家住宅を利用して行われるものであり、客室の床面積の合計が33㎡未満で、建築物の新築もしくは増築を伴わないものであること。</p> <p>4 その他</p> <p>他の法令等による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。また、第1項第4号の農家民宿は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づき、県から農家民宿等事前確認書の交付を受けていること。</p> <p>附 則</p> <p>この基準は平成12年11月24日から施行する。（平成12年11月24日承認）</p> <p>附 則</p> <p>この基準は平成19年11月30日から施行する。（平成19年10月31日承認）</p> <p>附 則</p> <p>この基準は平成21年4月23日から施行する。（平成21年4月23日承認）</p> <p>附 則</p> <p>この基準は平成22年10月18日から施行する。（平成22年10月18日承認）</p> <p>附 則</p> <p>この基準は令和3年4月28日から施行する。</p>	<p>(1) 当該観光資源の観賞のための展望台、その他の利用上必要な施設</p> <p>(2) 維持管理施設、交通機関の停留場等の観光価値を維持するために必要な施設</p> <p>(3) 観光地付近の旅館、飲食店等の宿泊又は休憩施設</p> <p>(4) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年6月29日法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を行う施設（以下「農家民宿」という。）</p> <p>(5) その他市長が適当と認めたもの</p> <p>2 立地場所</p> <p>申請地は、当該市街化調整区域における史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源を有効に利用すると認められる合理的な位置であること。</p> <p>3 規模</p> <p>開発区域の算定にあたっては、周辺の土地利用及び環境と調和のとれた適正な規模であること。また、第1項第4号の農家民宿は既存の農家住宅を利用して行われるものであり、客室の床面積の合計が33㎡未満で、建築物の新築もしくは増築を伴わないものであること。</p> <p>4 その他</p> <p>他の法令等による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。また、第1項第4号の農家民宿は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づき、県から農家民宿等事前確認書の交付を受けていること。</p> <p>附 則</p> <p>この基準は平成12年11月24日から施行する。（平成12年11月24日承認）</p> <p>附 則</p> <p>この基準は平成19年11月30日から施行する。（平成19年10月31日承認）</p> <p>附 則</p> <p>この基準は平成21年4月23日から施行する。（平成21年4月23日承認）</p> <p>附 則</p> <p>この基準は平成22年10月18日から施行する。（平成22年10月18日承認）</p>
--	--